



# 鳥取県公報

平成12年2月15日(火)  
第7154号

毎週火・金曜日発行

## 目 次

- ◇ 告 示
  - 生活保護法による医療機関の指定（福祉保健課）…………… 1
  - 生活保護法による診療所等の廃止（ 〃 ）…………… 2
  - 指定老人訪問看護事業者の指定（医務薬事課）…………… 2
  - 保険医療機関等の指定（保険課）…………… 2
  - 健康保険法による指定訪問看護事業者の指定（ 〃 ）…………… 3
  - 特定非営利活動法人の設立の認証の申請（県民生活課）…………… 3
  - 土地改良事業計画の変更の認可（農村整備課）…………… 3
  - 地域森林計画の変更予定（林務課）…………… 3
- ◇ 選管告示
  - 選挙管理委員会の招集…………… 4
- ◇ 教委告示
  - 定例教育委員会の招集（総務課）…………… 4
- ◇ 公 告
  - 都市計画法による公聴会の開催（都市計画課）…………… 4
  - 平成11年度鳥取県屋外広告物講習会の開催（ 〃 ）…………… 5
- ◇ 調達公告
  - 一般競争入札の実施（3件）（病院局総務課）…………… 7

## 告 示

### 鳥取県告示第71号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第49条の規定に基づき、医療機関を指定したので、生活保護法施行規則（昭和25年厚生省令第21号）第12条の規定により次のとおり告示する。

平成12年2月15日

鳥取県知事 片 山 善 博

名 称	所 在 地	指定年月日
かじか調剤薬局	東伯郡三朝町大字山田683-1	平成11年12月15日
フジモト薬局	鳥取市行徳一丁目103	〃
野の花薬局	西伯郡中山町田中651-1	〃
しおん薬局	米子市富益町3533-5	平成11年12月16日
とみます外科クリニック	米子市富益町 8	〃
本田歯科医院	米子市一部298	〃
有限会社素問元気堂薬局	米子市西福原1556-35	平成11年12月27日
ひまわり薬局鹿野店	気高郡鹿野町大字今市1900-8	平成12年1月4日
春日調剤薬局	米子市上新印256-20	〃

有限会社マキタ薬局	倉吉市上井町302-5	〃
三徳薬局	東伯郡三朝町大字山田677-4	平成12年1月18日
玉木歯科医院	鳥取市若葉台南六丁目23-30	平成12年2月4日

**鳥取県告示第72号**

生活保護法施行規則（昭和25年厚生省令第21号）第14条第1項の規定に基づき、指定医療機関から診療所等を廃止した旨の届出があったので、同条第2項の規定により次のとおり告示する。

平成12年2月15日

鳥取県知事 片 山 善 博

名 称	所 在 地	廃止年月日
伊藤医院	東伯郡北条町江北83	平成11年12月4日
フジモト調剤薬局	鳥取市天神町31-1	平成11年12月14日
野の花薬局	西伯郡中山町田中651-1	〃
有限会社素問元気堂薬局	米子市東福原六丁目2-30	平成11年12月26日

**鳥取県告示第73号**

老人保健法（昭和57年法律第80号）第46条の5の2第1項の規定に基づき、指定老人訪問看護事業者を指定したので、同法第46条の17の9の規定により、次のとおり告示する。

平成12年2月15日

鳥取県知事 片 山 善 博

名 称	主たる事務所の所在地	老人訪問看護ステーションの名称	所 在 地	指定年月日
社会福祉法人 赤碕福祉会	東伯郡赤碕町大字赤碕 1061-3	訪問看護ステーション あかさき	東伯郡赤碕町大字赤碕 1061-3	平成12年1月28日

**鳥取県告示第74号**

健康保険法（大正11年法律第70号）第43ノ3第1項の規定に基づき、保険医療機関及び保険薬局の指定をしたので、保険医療機関及び保険薬局の指定並びに特定承認保険医療機関の承認並びに保険医及び保険薬剤師の登録に関する政令（昭和32年政令第87号）第2条の規定により、次のとおり告示する。

平成12年2月15日

鳥取県知事 片 山 善 博

名 称	所 在 地	指定年月日
医療法人社団谷口医院	鳥取市南町425	平成12年2月1日
ダイゲン眼科	鳥取市扇町133-2	〃
やお歯科クリニック	米子市上福原三丁目3-22	平成12年2月4日
ひまわり歯科医院	倉吉市井手畑69-3	平成12年2月7日
ホシ薬局新町店	倉吉市新町三丁目2289	平成12年2月1日
イヌイ薬局トスク吉方店	鳥取市吉方温泉四丁目603	〃

**鳥取県告示第75号**

健康保険法（大正11年法律第70号）第44条ノ5第2項本文の規定に基づき、同法第44条ノ4第1項の規定による指定訪問看護事業者の指定があったものとみなされるものについて、同法第44条ノ12第1号の規定により、次のとおり告示する。

平成12年2月15日

鳥取県知事 片 山 善 博

名 称	主たる事務所の所在地	訪問看護ステーションの名称	訪問看護ステーションの所在地	指定年月日
社会福祉法人 赤 碕 福 祉 会	東伯郡赤碕町大字赤碕 1061-3	訪問看護ステーション あかさき	東伯郡赤碕町大字赤碕 1061-3	平成12年1月28日

**鳥取県告示第76号**

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第10条第1項の規定に基づき、次のとおり特定非営利活動法人の設立の認証の申請があったので、同条第2項の規定により告示する。

特定非営利活動促進法第10条第1項第1号、第2号イ、第5号、第10号及び第11号に掲げる書類は、平成12年4月7日までの間、鳥取県生活環境部県民生活課において公衆の縦覧に供する。

平成12年2月15日

鳥取県知事 片 山 善 博

## 1 申請のあった年月日

平成12年2月7日

## 2 申請に係る特定非営利活動法人の名称

特定非営利活動法人岩美ネットワークギルド

## 3 申請に係る特定非営利活動法人の代表者の氏名

安養寺 清美

## 4 申請に係る特定非営利活動法人の主たる事務所の所在地

岩美郡岩美町大字牧谷690-20

## 5 申請に係る特定非営利活動法人の定款に記載された目的

この法人は、高齢者や機械に不慣れな方など情報ネットワークへの適応に一定の補助を必要とする人々、情報ネットワークを適切に利用することでハンディキャップを克服することが期待される人々、生涯学習や公益活動などに情報ネットワークを利用して自身の成長や社会福祉の推進に活用しようとする人々などに対して、パソコンや情報ネットワークに関する啓発活動、ハンディキャップ克服と自立のためのパソコンや情報ネットワークの活用を支援する活動、人々の利用に適した安価な情報ネットワークを提供する活動などに関する事業を行うとともに、地域住民を対象として、パソコンや情報ネットワークを活用したまちづくりや社会教育の推進を図る事業を実施し、もって、来るべき21世紀の環日本海地域における公益の増進に寄与することを目的とする。

**鳥取県告示第77号**

土地改良法（昭和24年法律第195号）第95条の2第3項において準用する同法第10条第1項の規定に基づき、鳥取中央農業協同組合が行う土地改良事業（土地改良総合整備事業沢山地区区画整理）に係る土地改良事業計画の変更を平成12年2月9日認可したので、同法第95条の2第3項において準用する同法第48条第11項の規定により告示する。

平成12年2月15日

鳥取県知事 片 山 善 博

**鳥取県告示第78号**

森林法（昭和26年法律第249号）第5条第4項の規定に基づき、天神川森林計画区に係る地域森林計画を変更する予定であるので、同法第6条第1項の規定により次のとおり告示し、一般の縦覧に供する。

平成12年2月15日

鳥取県知事 片 山 善 博

## 1 縦覧に供する書類

天神川森林計画区に係る地域森林計画の変更計画書の案

## 2 縦覧に供する期間

平成12年2月15日から30日間

## 3 縦覧に供する場所

鳥取県農林水産部林務課及び倉吉地方農林振興局

（この告示に係る地域森林計画の案に意見がある者は、縦覧期間満了の日までに、知事に対し、理由を付した文書をもって、意見を申し立てることができる。）

## 選挙管理委員会告示

**鳥取県選挙管理委員会告示第13号**

平成12年第2回鳥取県選挙管理委員会を次のとおり招集する。

平成12年2月15日

鳥取県選挙管理委員会委員長 細 川 哲

1 日時 平成12年2月21日（月） 午後2時

2 場所 鳥取市東町一丁目220 鳥取県庁選挙管理委員室

## 3 議題

(1) 平成12年度明るい選挙推進事業について

(2) その他

## 教育委員会告示

**鳥取県教育委員会告示第2号**

定例教育委員会の会議を次のとおり招集した。

平成12年2月15日

鳥取県教育委員会委員長 岡 田 端

1 日時 平成12年2月17日（木） 午前10時

2 場所 鳥取市東町一丁目271 鳥取県庁教育委員会教育委員室

## 3 議題

(1) 鳥取県立学校の設置及び廃止並びに名称変更について

(2) その他

## 公 告

都市計画法（昭和43年法律第100号）第16条第1項の規定に基づき、次のとおり公聴会を開催する。

平成12年2月15日

鳥取県知事 片 山 善 博

### 1 公聴会の開催日時及び場所

日	時	場	所
平成12年3月10日（金）	午後2時から	鳥取市東町一丁目220	鳥取県庁講堂

### 2 公聴会の案件

市街化区域及び市街化調整区域に関する都市計画の変更について

### 3 案件の概要

市街化調整区域内に宅地として開発された土地があること、市街化調整区域内に一般宅地造成事業や工業団地造成事業等による開発が確実なところがあること及び市街化区域と市街化調整区域の境界が地形の変化により不明確になっているところがあることにより、部分的に市街化区域及び市街化調整区域を変更する必要性が生じたので、市街化調整区域のうち鳥取市門護寺地区、賀露西浜地区など約120ヘクタールを市街化区域に編入するとともに、市街化調整区域のうち鳥取市江津地区約3ヘクタールを宅地として開発されることが確実になるときまで市街化区域に編入することを保留する区域として設定しようとするものである。

### 4 公述の申出等

#### (1) 公述の申出

公聴会に出席して意見を述べようとする者は、意見の要旨を400字詰め原稿用紙2枚以内にまとめ、住所、氏名、職業及び年齢を明記し、押印の上、知事に提出すること。

#### (2) 平成12年2月29日（火）（郵送の場合は、当日までに到着したものに限り。）

#### (3) 公述人の選定等

申出者が多数ある場合は、知事が公述人を選定し、又は意見を述べる時間を制限することがある。

### 5 公聴会に関する問い合わせ先

鳥取市東町一丁目220

鳥取県土木部都市計画課 電話 0857-26-7366、7373

鳥取市尚徳町116

鳥取市建設部都市計画課 電話 0857-22-8111 内線 2713

岩美郡国府町大字町屋305-1

国府町建設課 電話 0857-39-0560

鳥取県屋外広告物条例（昭和37年鳥取県条例第31号）第10条の4第1項の規定により、平成11年度鳥取県屋外広告物講習会を次のとおり開催する。

平成12年2月15日

鳥取県知事 片 山 善 博

## 1 講習会の日時及び場所並びに講習の課程

日 時	講 習 の 課 程	場 所
平成12年3月8日(水) 午前9時25分から	広告物に関する法令 広告物の表示の方法に関する事項 広告物の施工に関する事項	鳥取市尚徳町101-5 鳥取県立県民文化会館第2会議室

## 2 受講申込書の受付期間

平成12年2月25日(金)まで(土曜日及び日曜日を除く)。なお、郵送による場合は、平成12年2月25日(金)までに到着したものに限り受け付ける。

## 3 受講申込書の提出先

鳥取県土木部都市計画課又は各土木事務所維持管理課(持参又は郵送によること。)

## 4 受講手数料及び納付方法

受講手数料は4,400円とし、その金額に相当する鳥取県収入証紙を受講申込書の証紙ちょう付欄にはり付けて納付すること。この場合、消印しないこと。

## 5 講習の課程の一部免除

鳥取県屋外広告物条例施行規則(昭和37年鳥取県規則第50号)第12条第2項の規定により、講習会における講習の課程のうち広告物の施工に関する事項の課程の免除を受けようとする者は、同項各号のいずれかに該当することを証する免状等の写しを受講申込書に添付すること。

## 6 その他

詳細については、下記に問い合わせること。

鳥取県土木部都市計画課

鳥取市東町一丁目220 電話 0857-26-7364

鳥取県鳥取土木事務所維持管理課

鳥取市東町一丁目271 電話 0857-26-7653

鳥取県郡家土木事務所維持管理課

八頭郡郡家町大字郡家100 電話 0858-72-3857

鳥取県倉吉土木事務所維持管理課

倉吉市東巖城町2 電話 0858-23-3217

鳥取県米子土木事務所維持管理課

米子市糺町一丁目160 電話 0859-31-9712

鳥取県根雨土木事務所維持管理課

日野郡日野町根雨140-1 電話 0859-72-2046

## 調 達 公 告

一般競争入札を行うので、地方自治法施行令(昭和22年政令第16号。以下「政令」という。)第167条の6第1項の規定に基づき、次のとおり公告する。

平成12年2月15日

鳥取県営病院事業管理者 岡 本 範 道

## 1 調達内容

## (1) 調達案件の名称及び数量

鳥取県立中央病院清掃作業 一式

## (2) 調達案件の仕様等

入札説明書による。

## (3) 履行期間

平成12年4月1日から平成13年3月31日まで

## (4) 履行場所

鳥取市江津730 鳥取県立中央病院

## (5) 入札方法

契約に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の5パーセントに相当する額を加算した金額（1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てるものとする。）をもって契約金額とするので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

## 2 競争入札参加資格

(1) 政令第167条の4の規定に該当しない者であること。

(2) 平成12年鳥取県告示第49号（物品等の特定調達契約に係る競争入札参加者の資格審査の申請手続等について）に基づく競争入札参加資格を有するとともに、その資格区分が役務のA等級又はB等級に格付けされている者であること。

(3) 平成12年2月15日（火）から同年3月27日（月）までの間のいずれの日においても、鳥取県指名競争入札参加資格者指名停止措置要綱（平成7年7月17日付第157号）第3条の規定による指名停止措置を受けていない者であること。

(4) 建築物における衛生的環境の確保に関する法律（昭和45年法律第20号）第12条の2第1項の規定により、同項第1号又は第6号の事業の登録を受けているとともに、同項第5号の事業の登録を受けている者であること。

(5) 医療法施行規則（昭和23年厚生省令第50号）第9条の15に規定する基準に適合している者であること。

## 3 契約担当部局

鳥取県立中央病院事務部管財課

## 4 入札手続

(1) 入札書の提出場所及び問合せ先

〒680-0901 鳥取市江津730

鳥取県立中央病院事務部管財課施設管理係

電話 0857-26-2271（内線2210）

(2) 入札説明書の交付方法

(1)の場所で交付する。

(3) 入札説明会の日時及び場所

平成12年3月23日（木）午後1時30分

鳥取県立中央病院 大会議室（1階）

(4) 郵送による入札

可とする。ただし、書留郵便（親展扱いとすること。）に限る。

(5) 入札及び開札の日時及び場所

平成12年3月27日（月）午前11時（郵送による入札書の受領期限は、平成12年3月27日（月）午前9時）

鳥取県立中央病院 大会議室（1階）

## 5 入札者に要求される事項

(1) 入札書は、件名及び入札者名を記入し、「入札書」と明記した封筒に入れ密封して提出しなければならない。

(2) この一般競争入札に参加しようとする者は、2の競争入札参加資格に適合すること及びこの公告に示し

た役務を履行できることを証明する書類を、4の(1)の場所に平成12年3月23日(木)午後5時までに提出しなければならない。

(3) 入札者は、(2)の書類に関して説明を求められた場合は、それに応じなければならない。

6 入札保証金及び契約保証金

免除

7 その他

(1) 契約手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

(2) 入札の無効

2の競争入札参加資格のない者のした入札、入札者に求められる義務を履行しなかった者のした入札並びに鳥取県病院局財務規程(平成7年鳥取県病院局管理規程第12号。以下「規程」という。)、この公告及び入札説明書に違反した入札は、無効とする。

(3) 契約書作成の要否

要

(4) 落札者の決定方法

この公告に示した役務を履行できると鳥取県立中央病院長が判断した入札者であって、規程第70条の規定により例によることとされる鳥取県会計規則(昭和39年鳥取県規則第11号)第127条の規定に基づいて作成された予定価格の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行ったものを、落札者とする。

(5) 手続における交渉の有無

無

(6) 契約締結の制限

この公告に示した役務に係る予算が成立しなかったときは、契約を締結しない。

(7) その他

詳細は、入札説明書による。

8 Summary

(1) Nature and quantity of the services to be required: Cleaning of buildings of Tottori Prefectural Chuo Hospital, 1set

(2) Time-limit for submission of documents for the qualification confirmation: 5:00 PM 23, March, 2000

(3) Time-limit for submission of tenders: 11:00 AM 27, March, 2000

(tenders submitted by registered mail 9:00 AM 27, March, 2000)

(4) Please of contact for the notice: property Management Division, Administration Department, Tottori Prefectural Chuo Hospital

730 Edu Tottori-shi 680-0901 Japan

TEL 0857-26-2271 ex. 2210

一般競争入札を行うので、地方自治法施行令(昭和22年政令第16号。以下「政令」という。)第167条の6第1項の規定に基づき、次のとおり公告する。

平成12年2月15日

鳥取県営病院事業管理者 岡 本 範 道

1 調達内容

(1) 調達物品の名称及び数量

A重油JIS1種2号 1,024キロリットル

(2) 調達物品の特質等



入札説明書による。

(3) 納入期間

平成12年4月1日から平成13年3月31日まで

(4) 1回当たり納入量

16キロリットル

(5) 納入場所

鳥取市江津730 鳥取県立中央病院

(6) 入札方法

1キロリットル当たりの単価による入札を行うので、当該単価を入札書に記載すること。なお、契約に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の5パーセントに相当する額を加算した金額をもって契約金額とするので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の105分の100に相当する額を入札書に記載すること。

2 競争入札参加資格

(1) 政令第167条の4の規定に該当しない者であること。

(2) 平成12年鳥取県告示第49号（物品等の特定調達契約に係る競争入札参加者の資格審査の申請手続等について）に基づく競争入札参加資格を有するとともに、その資格区分が油脂・燃料類のA等級又はB等級に格付けされている者であること。

(3) 石油業法（昭和37年法律第128号）第13条の規定に基づく石油製品販売業の届出を行っている者であること。

(4) この公告に示した物品を鳥取県立中央病院長が指定する日時及び場所に確実に納入することができる者であること。

(5) 平成12年2月15日（火）から同年3月27日（月）までの間のいずれの日においても、鳥取県指名競争入札参加資格者指名停止措置要綱（平成7年7月17日付第157号）第3条の規定による指名停止措置を受けていない者であること。

3 契約担当部局

鳥取県立中央病院事務部管財課

4 入札手続

(1) 入札書の提出場所及び問合せ先

〒680-0901 鳥取市江津730

鳥取県立中央病院事務部管財課施設管理係

電話 0857-26-2271（内線2210）

(2) 入札説明書の交付方法

(1)の場所で交付する。

(3) 郵送による入札

可とする。ただし、書留郵便（親展扱いとすること。）に限る。

(4) 入札及び開札の日時及び場所

平成12年3月27日（月）午後2時（郵送による入札書の受領期限は、平成12年3月27日（月）正午）

鳥取県立中央病院 大会議室（1階）

5 入札者に要求される事項

(1) 入札書は、件名及び入札者名を記入し、「入札書」と明記した封筒に入れ密封して提出しなければならない。

(2) この一般競争入札に参加しようとする者は、2の競争入札参加資格に適合すること及び納入しようとする物品が入札説明書に示す特質等を有することを証明する書類を、4の(1)の場所に平成12年3月23日（木）午後5時までに提出しなければならない。

(3) 入札者は、(2)の書類に関して説明を求められた場合は、それに応じなければならない。

#### 6 入札保証金及び契約保証金

免除

#### 7 その他

(1) 契約手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

(2) 入札の無効

2の競争入札参加資格のない者のした入札、入札者に求められる義務を履行しなかった者のした入札並びに鳥取県病院局財務規程（平成7年鳥取県病院局管理規程第12号。以下「規程」という。）、この公告及び入札説明書に違反した入札は、無効とする。

(3) 契約書作成の要否

要

(4) 落札者の決定方法

この公告に示した物品を納入できると鳥取県立中央病院長が判断した入札者であって、規程第70条の規定により例によることとされる鳥取県会計規則（昭和39年鳥取県規則第11号）第127条の規定に基づいて作成された予定価格の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行ったものを、落札者とする。

(5) 手続における交渉の有無

無

(6) 契約締結の制限

この公告に示した物品に係る予算が成立しなかったときは、契約を締結しない。

(7) その他

詳細は、入札説明書による。

#### 8 Summary

(1) Nature and quantity of the products to be purchased: A Fuel oil JIS class 1 No. 2 1,024kl

(2) Time-limit for the submission of documents for the qualification confirmation: 5:00 PM 23, March, 2000

(3) Time-limit for the submission of tenders: 2:00 PM 27, March, 2000

(tenders submitted by registered mail 0:00 PM 27, March, 2000)

(4) Please of contact for the notice: Property Management Division, Administration Department, Tottori Prefectural

Chuo Hospital

730 Edu Tottori-shi 680-0901 Japan

TEL 0857-26-2271 ex. 2210

一般競争入札を行うので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「政令」という。）第167条の6第1項の規定に基づき、次のとおり公告する。

平成12年2月15日

鳥取県営病院事業管理者 岡 本 範 道

#### 1 調達内容

(1) 調達案件の名称及び数量

鳥取県立厚生病院清掃作業及び食器洗浄作業 一式

(2) 調達案件の仕様等

入札説明書による。

(3) 履行期間

平成12年4月1日から平成13年3月31日まで

## (4) 履行場所

倉吉市東昭和町150 鳥取県立厚生病院

## (5) 入札方法

契約に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の5パーセントに相当する額を加算した金額（1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てるものとする。）をもって契約金額とするので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

## 2 競争入札参加資格

(1) 政令第167条の4の規定に該当しない者であること。

(2) 平成12年鳥取県告示第49号（物品等の特定調達契約に係る競争入札参加者の資格審査の申請手続等について）に基づく競争入札参加資格を有するとともに、その資格区分が役務のA等級又はB等級に格付けされている者であること。

(3) 平成12年2月15日（火）から同年3月27日（月）までの間のいずれの日においても、鳥取県指名競争入札参加資格者指名停止措置要綱（平成7年7月17日付第157号）第3条の規定による指名停止措置を受けていない者であること。

(4) 建築物における衛生的環境の確保に関する法律（昭和45年法律第20号）第12条の2第1項の規定により、同項第1号又は第6号の事業の登録を受けているとともに、同項第5号の事業の登録を受けている者であること。

(5) 医療法施行規則（昭和23年厚生省令第50号）第9条の15に規定する基準に適合している者であること。

## 3 契約担当部局

鳥取県立中央病院事務部管財課

## 4 入札手続

(1) 入札書の提出場所及び問合せ先

〒682-0804 倉吉市東昭和町150

鳥取県立厚生病院事務部管財課施設管理係

電話 0858-22-8181（内線318）

(2) 入札説明書の交付方法

(1)の場所で交付する。

(3) 入札説明会の日時及び場所

平成12年3月17日（金）午前10時

鳥取県立厚生病院 中会議室（本館3階）

(4) 郵送による入札

可とする。ただし、書留郵便（親展扱いとすること。）に限る。

(5) 入札及び開札の日時及び場所

平成12年3月27日（月）午後3時（郵送による入札書の受領期限は、平成12年3月27日（月）正午）

鳥取県立厚生病院 中会議室（本館3階）

## 5 入札者に要求される事項

(1) 入札書は、件名及び入札者名を記入し、「入札書」と明記した封筒に入れ密封して提出しなければならない。

(2) この一般競争入札に参加しようとする者は、2の競争入札参加資格に適合すること及びこの公告に示した役務を履行できることを証明する書類を、4の(1)の場所に平成12年3月23日（木）午後5時までに提出しなければならない。

(3) 入札者は、(2)の書類に関して説明を求められた場合は、それに応じなければならない。

## 6 入札保証金及び契約保証金

免除

7 その他

- (1) 契約手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

- (2) 入札の無効

2の競争入札参加資格のない者のした入札、入札者に求められる義務を履行しなかった者のした入札並びに鳥取県病院局財務規程（平成7年鳥取県病院局管理規程第12号。以下「規程」という。）、この公告及び入札説明書に違反した入札は、無効とする。

- (3) 契約書作成の要否

要

- (4) 落札者の決定方法

この公告に示した役務を履行できると鳥取県立厚生病院長が判断した入札者であって、規程第70条の規定により例によることとされる鳥取県会計規則（昭和39年鳥取県規則第11号）第127条の規定に基づいて作成された予定価格の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行ったものを、落札者とする。

- (5) 手続における交渉の有無

無

- (6) 契約締結の制限

この公告に示した役務に係る予算が成立しなかったときは、契約を締結しない。

- (7) その他

詳細は、入札説明書による。

8 Summary

- (1) Nature and quantity of the services to be required:

- ・ Cleaning of buildings of Tottori Prefectural Kousei Hospital, 1Set
- ・ Washing of used tablewares in Tottori Prefectural Kousei Hospital, 1Set

- (2) Time-limit for the submission of documents for the qualification confirmation:5:00 PM23, March, 2000

- (3) Time-limit for the submission of tenders:3:00 PM27, March, 2000

(tenders submitted by registered mail 0:00 PM27, March, 2000)

- (4) Please of contact for the notice:Property Management Division, Administration Department, Tottori Prefectural Kousei Hospital

150 higashisyowa-machi Kurayosi-shi 682-0804 Japan

TEL 0858-22-8181 ex. 318